

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会
めざせ！ Happy100年人生
第6回「もめないための親の高齢対策」 要旨

- 1 日 時：平成30年11月17日（土）13：30～15：00
- 2 場 所：たけのパーク フリースペース
- 3 参加者：17名
- 4 講 師：司法書士 仲島拓郎氏
- 5 主な内容

(1) 司会者あいさつ

- ・第5回までは認知症や介護に関する勉強をしてきたが、今回からは財産管理などの勉強をしたい。関心のある方も多いと思うので、専門家の話を聞いたうえで、質疑等により理解を深めてほしい。

(2) 「もめないための親の高齢対策」について

①はじめに

- ・仲島氏は「親の高齢対策コンサルタント」として、今年、垂水区で開業。「ゆく人、残る人、周りの人、みんなの平穏を守る」ことをモットーとしている。
- ・健康寿命と平均寿命には差があり、この間は何らかの介護が必要な期間となるが、認知症や脳疾患などが起こった場合、銀行預金が凍結されるなどの現実があり、同時に財産管理も必要となる。
- ・事が起こってからでは、できることは限られている。危険を回避しながら登る「岩登り」のように、事前に対策を知っているかどうかで、随分と対応も変わってくる。
- ・認知症になると、預金を下ろせない、家を売れない（契約行為ができない）、他人にお金を上げてしまうなどのトラブルのほか、子供同士のトラブルが生じる場合もある。
- ・人は誰でも、健康な状態から徐々に判断力が低下していく。認知症などで判断能力がなくなるケースも増えている。死後に残された家族が“争族”するケースもある。
- ・健康でしっかりしているうちに、遺言書や生前贈与、任意後見、家族信託などにより、判断能力がなくなった場合や死後のことを決めておくことが望まれる。

②成年後見制度について

- ・家庭裁判所が後見人を決定（司法書士・弁護士等の専門職が7割）。後見人は本人の財産管理や身上監護（介護や入院等の法律手続）を行う。
- ・メリット：①家庭裁判所が財産を守る（後見人を監督）、②法律行為ができる、③本人がした契約を一方的に取り消すことができる。
- ・デメリット：①責任ある立場（取締役や資格職）につけない、②財産を本人の自由に使えない（家を売るのに裁判所の許可が必要、孫への買い物ができないなど）、③毎月費用が必要（後見人の報酬。裁判所が決める）になる。

③任意後見制度について

- ・しっかりしているうちに、任意後見人契約（公正証書）により、あらかじめ後見人を決めておく（自分で選べる）制度で、判断能力がなくなってから家庭裁判所に申し立てて、後見人も裁判所が決める成年後見制度と異なり、内容もある程度自由に決められる。
- ・判断能力がなくなった時点で、家庭裁判所に申し立て、裁判所が「監督人」を選任することで財産管理等が始まる。
- ・判断能力がある間に、任意後見人契約だけでなく、見守り契約、死後事務委託契約、遺言書作成なども併せてしておくことが望ましい。

④家族信託について

- ・本人の希望に沿った内容（オーダーメイド）の契約（公正証書）を行うことにより、銀行口座が凍結されない、家屋の売却もできるなどの信託した財産の管理や処分、また、通常の相続手続ではできない財産の分配などが可能になる。
- ・「委託者（本人）」、「受託者」、「受益者（本人のほか、子など）」を自分で決めることができる。例えば、近所に住んでいる子に「受託」し、遠方に住んでいる子より多く財産を分配（相続）するようなこともできる。長女の夫側には継がせないなどの遺言書では規定できないようなこともできる。
- ・複数の子がいる場合のトラブル回避のため、「信託監督人（司法書士や弁護士などの専門職）」をつけることも可能（つけなくてもよい）。

⑤各制度に係る費用の概算について

- ・成年後見では、初期費用として申立などで、専門職に依頼したら、通常の場合約 12 万～20 万円かかるほか、後見人報酬が月 3 万円とすると 10 年間で 360 万円が必要となる。
- ・任意後見では、初期費用として契約書作成、公証人手数料、申し立て費用などで、専門職に依頼したら、通常の場合約 25 万円以上かかるほか、後見人や監督人の報酬を月 2 万 5 千円とすると 10 年間で 300 万円が必要となる。
- ・家族信託では、初期費用として契約書作成、公証人手数料、登記申請費用、登録免許税などが必要で、信託財産の 1～3%が目安となる。土地 2,000 万、家屋 1,000 万、現金 500 万として、75 万円程度が必要となるが、あわせて成年後見するより安くつく。

(3) 主な質疑

- ・認知症以外の不治の病などの場合でも、これらの制度は使えるか。
→ 身体的な問題ではなく、判断能力の有無で決まる。
- ・家族信託の場合、初期費用以外の経費はどうなるのか。
→ 「信託監督人」をつけた場合、内容により通常月 5,000 円～3 万円程度が必要だが、家族トラブルの心配がなければ「信託監督人」はつけなくてもよい。
- ・遠くに住んでいる子の同意なしに、近所の子と受託者として契約できるのか。
→ 制度上は同意の必要はないが、財産の分配も含め、あらかじめ話し合っ

て決めておくことを強くお勧めしている。

- 子供が1人だけの場合でも、家族信託のメリットはあるのか。
→ 相続でもめることはないが、認知症になったら、金が動かせないなどのデメリットを回避できる。1人だけならもめることはないので「信託監督人」は不要
- 何も対策しておらずに親が認知症になった場合、親の家は売れないのか。
→ 死後、相続が完了するまで売れなくなる。
- 認知症になったか、なっていないかの判断は医師がするのか。
→ 必ずしも医師の判断は必要なく、おかしいと思えば家庭裁判所に申し立てができる。
- 銀行口座の凍結や不動産の売買ができないなどの判断は誰がするのか。
→ 本人と会い、銀行の職員や、売買に立ち会う司法書士などが判断能力が十分でないと感じたら、資産を動かせなくなる。
- 家族信託で、法定の相続（分配）割合を変えることはできるのか。
→ 遺言書と同じ機能を果たす。ただし、相続税も割合に応じて変わる。
- 家族信託の「受託者」は子供だけか。子供が死んで嫁と孫しかいない場合は、血縁である孫しか「受託者」になれないのか。
→ 「家族」とは「信託銀行以外」という意味であり、専門職を除いて誰でもなれる。あくまで契約であり、兄弟でも可能だし、嫁を「受託者」にしたり、嫁に財産を分配することもできる。
- 親の家を売らずに、賃貸にすることは可能か。
→ その旨を家族信託しておけば可能である。
- 家族信託で気をつけておくべき点は何か。
→ ここ5年くらいの間に注目されるようになった制度であり、①専門家でも詳しく知らない人がおり、最初の相談を誰にするかが重要、②数十年後までのトラブル事例の積み重ねがないことにも留意しておく必要がある。財産をどこまで盛り込むとか、契約書の書き方が難しいので、後から無効にならないよう、よく知っている専門家と相談して進めるのがよい。
- 将来の会社の倒産等のリスクも含めて、マイナスの財産についてはどうなるのか。
→ プラスと合わせてなら契約できる。会社経営者の場合、会社財産と個人財産を分けて契約できるので、会社側にもメリットがある。
- 家族信託の契約書があれば、遺産分割契約書をつくらなくてよいのか。
→ つくる必要はないが、改めて確認するためにつくってもよい。